

仙台市長 奥山 恵美子 様  
(環境局環境都市推進課扱い)

仙台市長 奥山 恵美子



(仮称) 東部復興道路 (主要地方道塩釜亘理線外 1 線) 整備事業に伴う  
環境影響評価手続の簡略化の申出

本事業は、津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に必要不可欠な事業であり、また、地域からは一日も早い完成を望む声が強く寄せられていることから、下記のとおり環境影響評価手続の簡略化についてお願いいたします。

### 1 事業の概要と必要性

平成 23 年 11 月に策定された仙台市震災復興計画においては、数十年～百数十年に一度の津波に対しては海岸堤防等で安全を確保する一方、最大クラスの津波に対しては、それらに加え、県道塩釜亘理線等のかさ上げにより堤防の機能を付加し、津波浸水被害を低減し、かさ上げた道路より西側の地域については、浸水深が 2 m 以下におさえられる構造としております。(別紙 1 及び別紙 2 参照) そのため、本事業では、七北田川から名取川までの約 10km の区間で、県道塩釜亘理線等に並行して 6m 程度の盛土構造の道路を整備することとしております。(別紙 3 参照)

災害危険区域の設定や防災集団移転事業の考え方など、東部地域の土地利用に関する計画は、県道塩釜亘理線等の道路のかさ上げが実施されることを前提としており、東部地域の再生に必要不可欠な事業です。

### 2 事業の緊急性と手続簡略化の必要性

東部地域の現状は、堤防や海岸防災林などによる津波からの防御の体制が不十分であり、住民の暮らしや経済活動の安全・安心が脅かされている状況です。また、平成 23 年 3 月 11 日の発災後、現在までの間も頻りに余震が発生しており、平成 24 年 12 月 7 日にはマグニチュード 7.3 (速報値) の大きな余震があり、宮城県に津波警報が発表されるなど、不安定な状況が続いております。そのため、地域住民からは津波に対する安全性を早期に確保してほしいという強い要望が数多く寄せられております。また、津波への大きな不安により元の場所での再建を決断できず、安定した暮らしを営むことが出来ない方々も多数存在します。(別紙 4 参照)

地域住民や東部地域で働く人々が安心して住み働ける環境を整え、生命の安全を確保するためには、かさ上げ道路を早期に着工し、盛土を早期に完了させることが必要です。

本事業に関する今後の用地取得に関する作業などを考えると、平成 25 年の夏ごろの着工が目標となることから、通常手続であれば最速でも平成 26 年初旬ごろとなる評価書の提出を平成 25 年の夏ごろまでに実施することが必要であり、そのため、環境影響評価の手続の簡略化をお願いするものです。



(「仙台市震災復興計画<概要版>」(平成23年11月)より抜粋)

## II 100万人の復興プロジェクト

### 1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、適正に処理したがれき等も活用して県道塩釜亘理線等をかさ上げし、堤防機能の付加や海岸防災林の整備など、津波に対するさまざまな減災対策を講じます。

津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することなどにより安全な住まいの確保を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

##### ● 県道かさ上げなどによる「津波減災」

- ・ 海岸・河川堤防に加え、県道塩釜亘理線等の道路のかさ上げによる堤防機能の付加、流失しにくい海岸防災林の復旧など、津波による被害を軽減する対策を講じる
- ・ 県道のかさ上げや丘などの整備に当たっては、適正に処理したがれきやたい積土砂の活用を図る
- ・ 仙台港および周辺部は、港湾の機能を維持しつつ、浸水や流出物による被害を抑えるための対策を、県等の関係機関と連携して講じる

#### 【津波対策施設イメージ(断面図)】



#### 【津波対策施設イメージ(平面図)】



##### ● 避難のための施設の確保

- ・ 津波から避難するための丘や建物等の避難施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、仙台東部道路の緊急避難場所としての活用など、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を、集落等の状況を勘案しながら複層的に確保

(「仙台市震災復興計画」(平成 23 年 11 月) より抜粋)

## ■ 津波浸水シミュレーション

### 1 シミュレーション結果

#### ○共通の条件

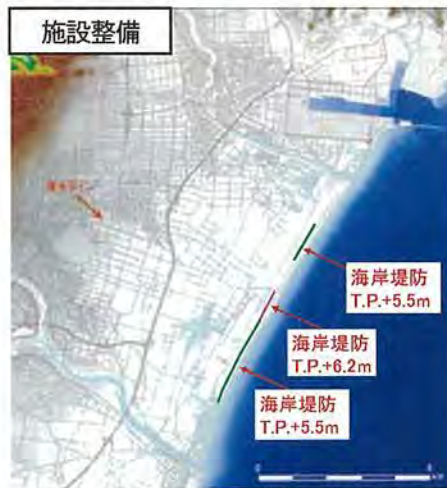
- ・地形(標高)データ:平成23年3月11日の震災直後の地形(地盤沈下を考慮)
- ・対象とする津波規模:過去最大クラスである、平成23年3月11日の津波を東北大学がモデル化し、再現。

#### ①現況再現

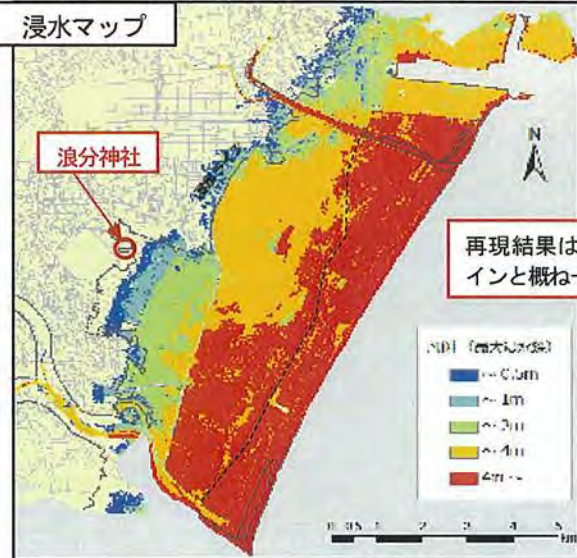
平成23年3月11日の津波を再現

潮位は津波発生時の潮位: T.P. -0.42m

(T.P.: 全国の標高の基準となっている東京湾の平均海面高さ)



・堤防の高さと位置は、震災時のもの



再現結果は浸水ラインと概ね一致

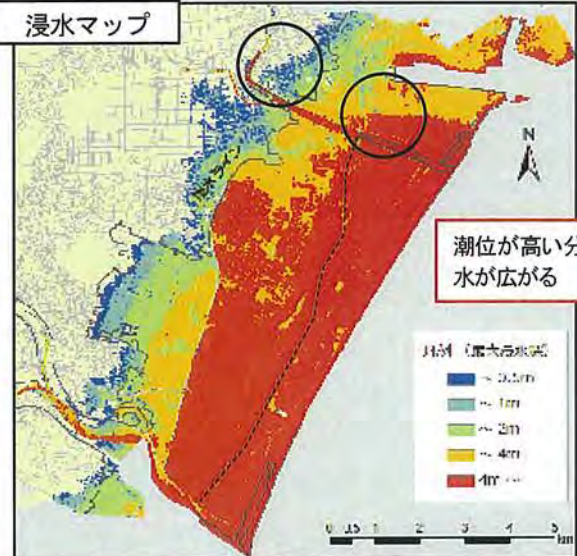
#### ②大潮時の満潮位での再現

①を大潮時の満潮位 (T.P. +0.76m) で再現

今後の予測のベースとなるもの



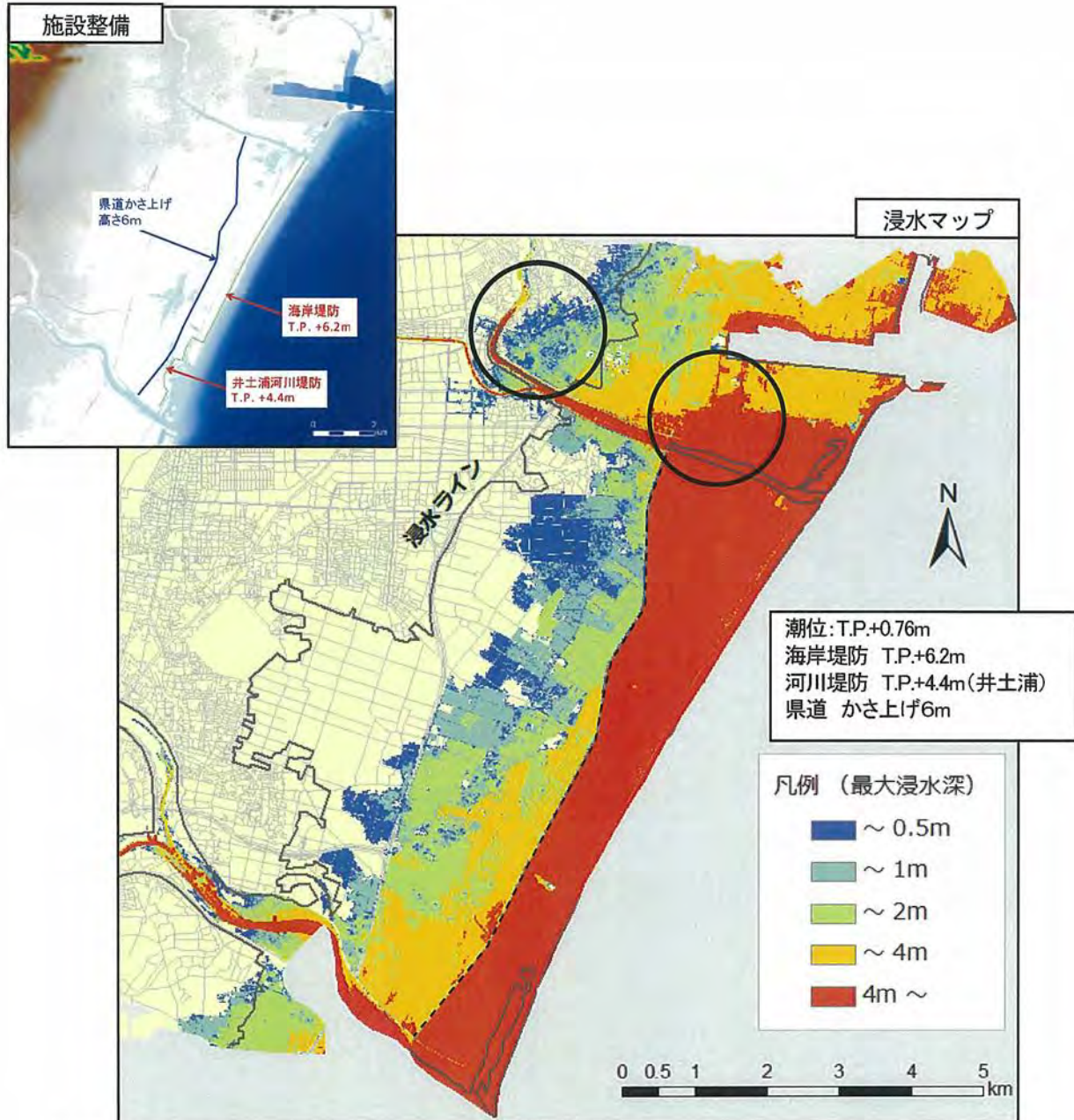
・堤防の高さと位置は、震災時のもの



潮位が高い分、浸水が広がる

### ③ 8月の東部地域まちづくり説明会にて提示した案

海岸堤防や河川堤防は、震災前の計画に基づいて配置  
県道は、現在の位置で6mかさ上げ

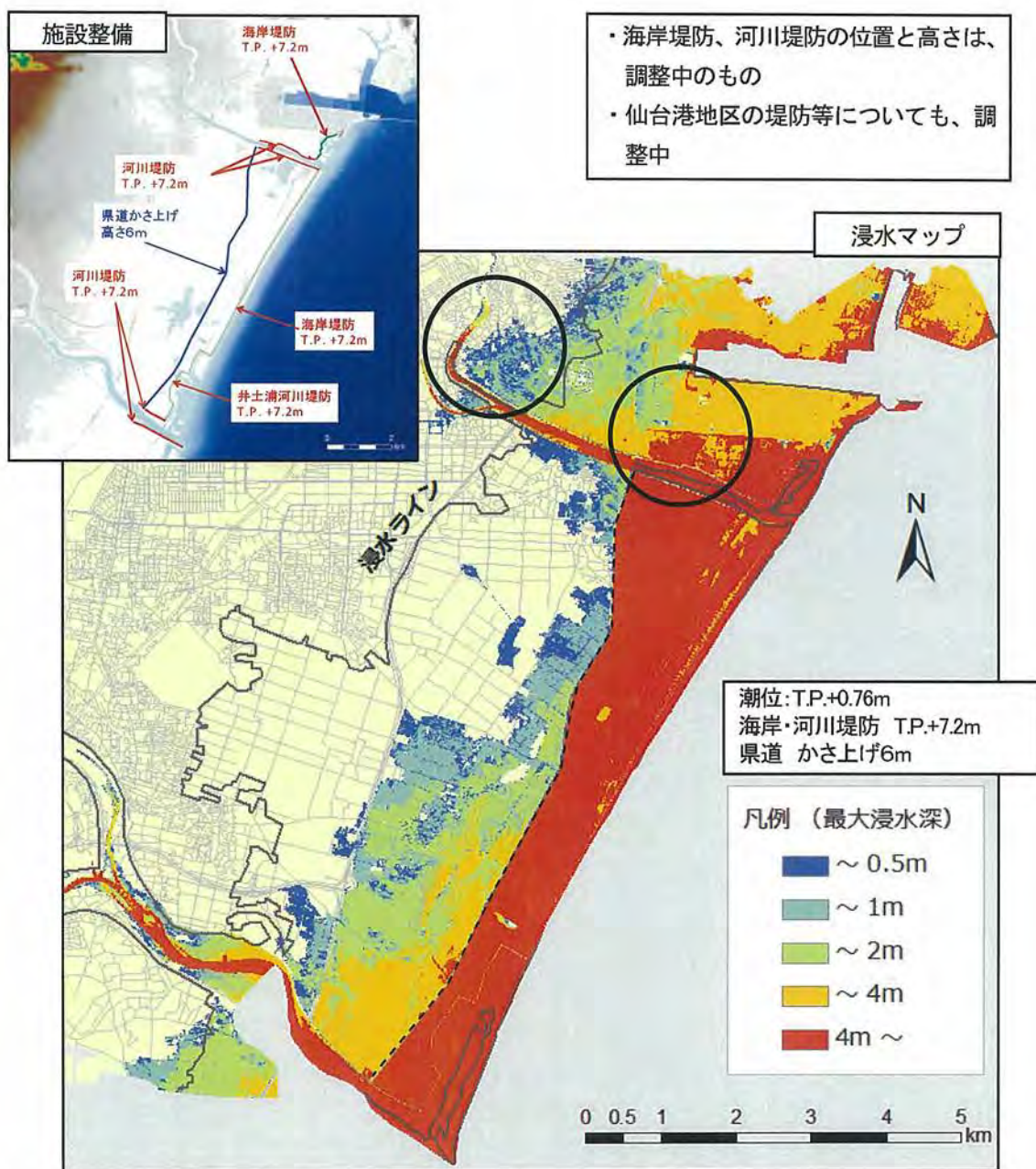


- ・かさ上げした県道は、県道より西側に対しては一定の効果あり
  - ・七北田川の北側において、浸水区域が広がり、浸水深が増すという影響あり
- ⇒課題

④中間案の前提とした案（9月～10月の東部地域まちづくり説明会で提示）

国および宮城県より、海岸堤防の高さの新たな考え方が示されたことから、海岸堤防の高さと位置、河川堤防の高さと位置を変更

県道は現在の位置で6mかさ上げ



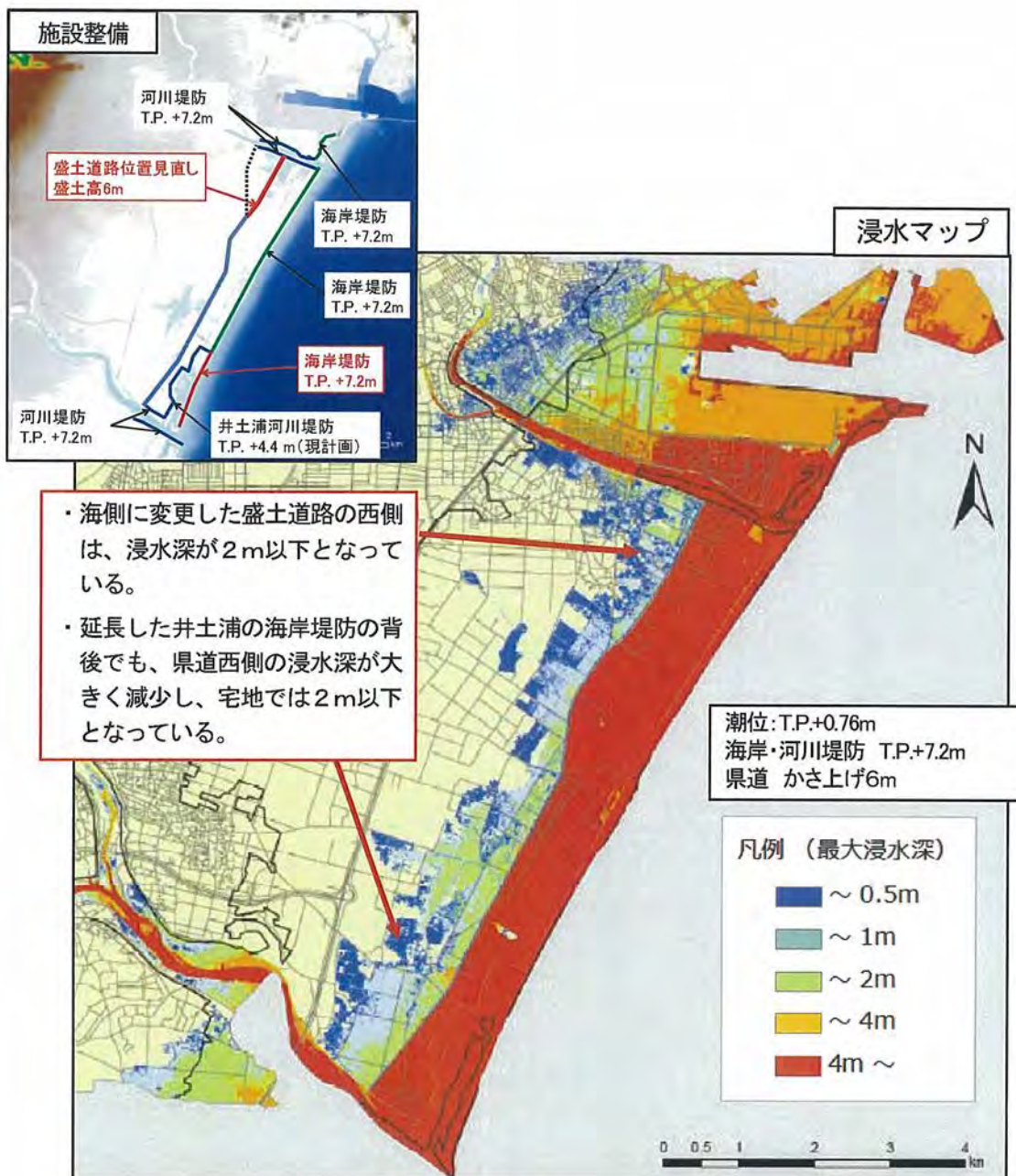
・海岸堤防、河川堤防の位置と高さは、調整中のもの  
・仙台港地区の堤防等についても、調整中

- ・ケース③と比較して、七北田川の北側において、浸水深が減少している  
⇒ケース③の課題は解消
- ・ケース②と比較しても、七北田川の北側において、浸水深の減少が見られる
- ・かさ上げた県道の西側に対しては、ケース③よりさらに効果あり

### ⑤海岸堤防の位置および盛土道路の位置の見直し

中間案の前提であるケース④に対して、

1. 海岸堤防について、国から井土浦の海岸部分を延長する計画を示されたため変更を行った。
2. 盛土道路の位置について、災害危険区域を縮小する方向で検討し、岡田・南蒲生地区において変更を行った。



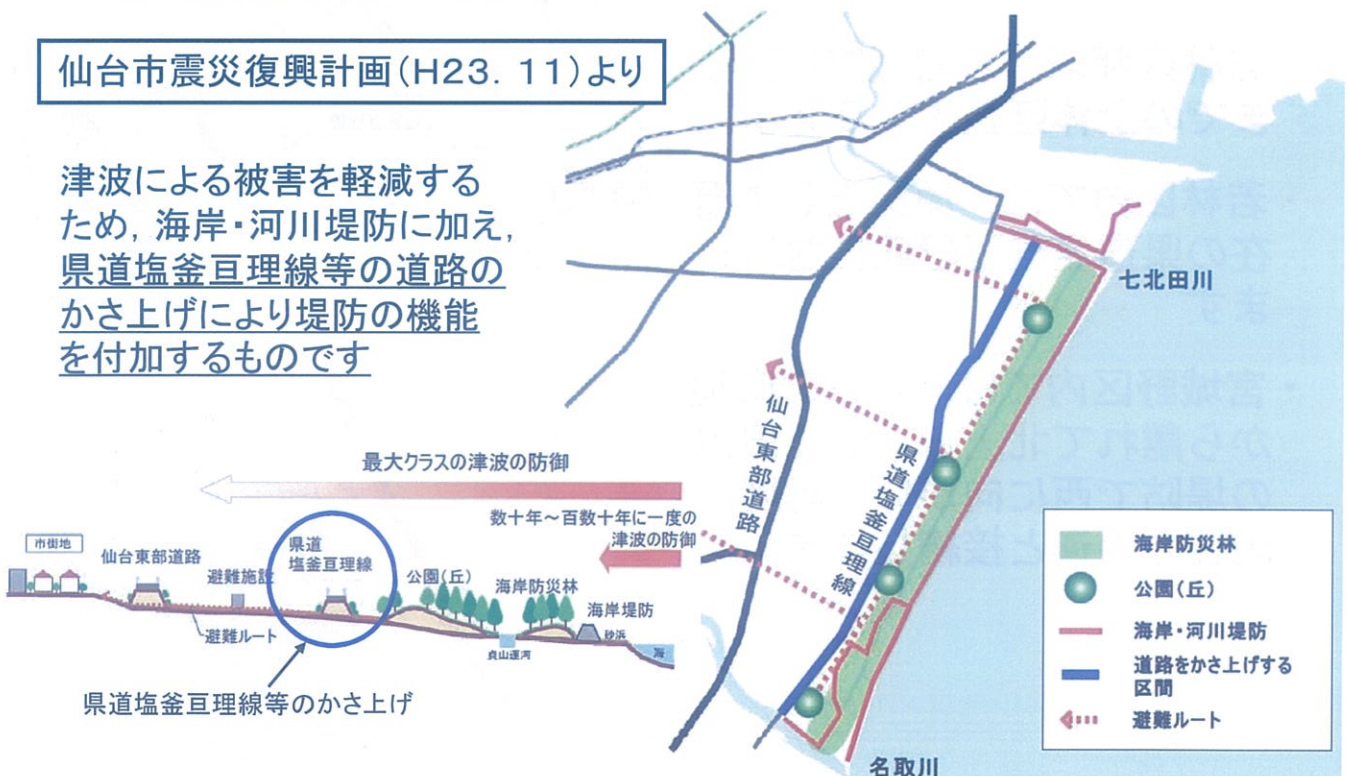
# (仮称) 東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線) 整備事業の概要

## 仙 台 市

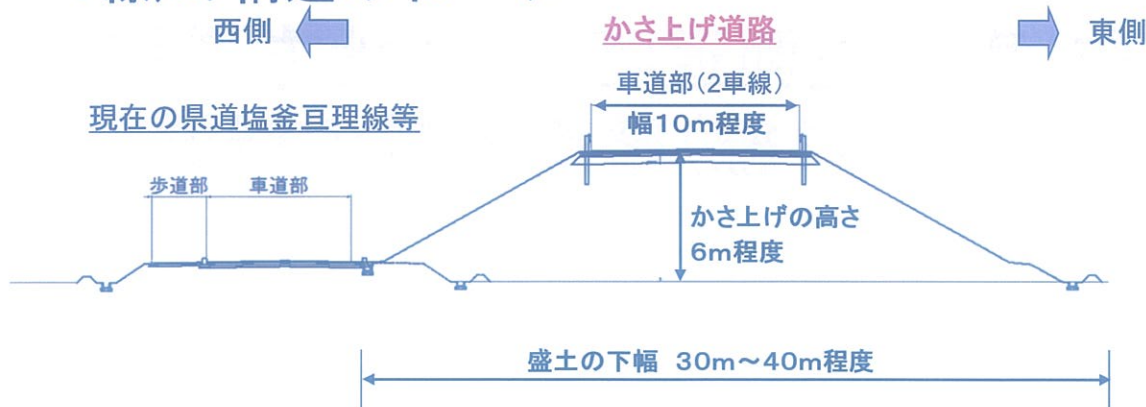
### 1. (仮称) 東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線) 整備事業の目的

仙台市震災復興計画(H23. 11)より

津波による被害を軽減するため、海岸・河川堤防に加え、県道塩釜亘理線等の道路のかさ上げにより堤防の機能を付加するものです



## 2. (仮称) 東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)の構造のイメージ



- ・原則として、現在の県道塩釜亘理線等は残し、東側に盛土によりかさ上げした道路を造ります
- ・かさ上げの高さは6 m程度
- ・車道部の幅は10 m程度、盛土の下幅は30 m～40 m程度

## 3. (仮称) 東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)のルート

- ・若林区藤塚から宮城野区蒲生までの全体延長約10 km
- ・若林区内では、原則として現在の県道塩釜亘理線に並行します
- ・宮城野区内では、現在の県道から離れて北上し、七北田川の堤防で西に向かい、再度、現在の県道と接続します





# 沿道の居住状況と移転先地位置図

